



足場の法令 が変わります。



2023(令和5)年10月1日施行 ※一部規定は2024(令和6)年4月1日施行

2023(令和5)年10月1日施行

安衛則 第567条／第568条／第655条

足場の点検者の「指名」と 「氏名」の記録保存の義務化

足場の組立て等時の点検



足場の点検は誰が行ってもよいことから、
十分な点検が行われていない…

足場からの墜落・転落災害が発生している！

事業者または注文者による足場の点検が確実に実施されるよう、点検者をあらかじめ「指名」することを義務付けられます。点検者の指名義務化に伴い、点検内容の記録・保存事項に点検者の「氏名」が追加されます。

2024(令和6)年4月1日施行

安衛則 第561条の2(新設)

本足場の使用を 原則化

一側足場は幅1m未満に限る



狭あいな現場で使用されるべき
一側足場を一般の現場にも流用した結果…

墜落・転落災害が多数発生している！

幅が1メートル以上の場所においては、本足場の使用が義務付けられます。ただし、1メートル未満の場所、障害物の存在などで状況により本足場を使用することができないときは例外として一側足場が認められます。

ご存知ですか？ 足場安全点検のルール



点検の義務

足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検(安全点検)には事業者による点検と注文者による点検の2種類があり、義務付けられています。

安衛則 第567条

安衛則 第655条

点検記録の保存の義務

足場安全点検の結果と修理等の措置内容や点検者の氏名を記録し、足場を使用する仕事が終わるまでの期間は保存することが事業者と注文者に義務付けられています。

安衛則 第567条

安衛則 第655条

罰則

義務違反の場合、法人及び行為者等が、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

安衛法 第119条第1号

安衛法 第122条

点検者

十分な知識・経験を有する者で、組立などの作業の当事者以外の者がチェックリストに基づき行いましょう。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱 第3の3の(5)

仮設安全監理者資格取得者

詳しくは
こちらへ！

足場の組立て等作業主任者
能力向上教育受講者

計画作成参画者資格取得者

施工管理者等のための
足場点検実務研修資格取得者





-

仮設安全点検のご依頼は別途ご相談ください(有料)